



2019年3月14日



高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

SFE/SFC 認定制度第1号案件を認定しました

高圧ガス保安協会は、アジレント・テクノロジー株式会社より SFE/SFC 認定申請を受け、2019年3月13日付けで SFE/SFC 認定制度第1号案件として認定いたしました。

本認定制度は、平成28年11月1日施行の高圧ガス保安法施行令等の改正により、一定の要件を満たすことにより法の適用除外となった分析機器に対し、法の適用除外の要件を満足し、装置使用者の安全の確保を目的とした自主基準である KHK/JAIMA S 0901(2018) に適合していることを認定するものです。

平成28年11月1日施行の高圧ガス保安法施行令等の改正により、一定の要件を満たした分析機器内の高圧ガスは高圧ガス保安法（以下「法」という。）の適用除外となりました。これにより、従来、高圧ガスの製造設備として法の規制を受けていた超臨界流体抽出装置及び／又は超臨界流体クロマトグラフィーシステム（SFE/SFC）は、一定の要件を満たす場合、法の適用除外となることとなりました。

これを受け、高圧ガス保安協会（KHK）と一般社団法人日本分析機器工業会（JAIMA）は、法の適用除外となった以降も、SFE/SFC の使用者の保安を確保するための自主基準が必要と考え、さらに高圧ガス保安法の考え方を尊重し、『KHK/JAIMA S 0901(2018) 超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準』を共同で制定しました。

KHK/JAIMA S 0901(2018) は、装置使用者の安全の確保を目的として、法の適用除外要件に該当する SFE/SFC を適用範囲とし、装置製造者・販売業者に向けた基準となっております。その内容には、装置使用者の安全の確保をするため、装置納入時にユーザーへ提出する書類、装置の運用に関するガイドラインの作成、装置及びカラムに係る技術上の基準を定めております。

KHK は、皆様からのニーズにお答えし、KHK が今まで携わってきた高圧ガス保安法の知見を活かし、KHK/JAIMA S 0901(2018)を活用したさらなる保安確保のため、SFE/SFC 認定制度を創設し、その第1号案件として、アジレント・テクノロジー株式会社の「SFC/LC-MS システム システム構成 #6」を認定いたしました。

本制度は、法令上の制度ではなく、KHK の自主的な制度として実施しております。



第1号案件認定証の手交を当協会内で行いました。

アジレント・テクノロジー株式会社 ソリューション戦略企画部長 野坂 明日香 様にご出席いただき、当協会理事 杉浦 好之 より認定証をお渡しいたしました。



(左) アジレント・テクノロジー株式会社 ソリューション戦略企画部長 野坂 明日香 様

(右) 高圧ガス保安協会 理事 杉浦 好之

(当日の概要)

1. 日時
2019年3月13日(水) 14時-14時20分
2. 場所
高圧ガス保安協会 会議室
3. 出席者
 - ・アジレント・テクノロジー株式会社
ソリューション戦略企画部長 野坂 明日香 様
ライフサイエンス部門 コンサルタント 松浦 民三 様
 - ・一般社団法人日本分析機器工業会 (JAIMA)
業務推進グループ長 小森 享一 様
 - ・高圧ガス保安協会
理事 杉浦 好之
4. 実施内容
 - ・出席者のご紹介
 - ・高圧ガス保安協会理事挨拶
 - ・認定制度のご説明
 - ・認定証の交付及び記念撮影



【本発表に関するお問合せ先】

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 担当：畑山

電話：03-3436-6103 FAX：03-3438-4163

Mail：hpg@khk.or.jp URL：www.khk.or.jp